

令和 8 年度山形県立左沢高等学校支援事業補助金
(J R 左沢線利用の定期券購入費用一部助成) 交付要綱

(目 的)

第 1 条 町は、山形県立左沢高等学校（以下「左沢高等学校」という。）の生徒の確保を目的として、左沢線を利用する生徒の保護者並びに親権を有するもの（以下「保護者等」という。）に対し、予算の範囲内において山形県立左沢高等学校支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和 56 年 3 月 23 日規則第 3 号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(定 義)

第 2 条 この要綱における「利用料金」とは、東日本旅客鉄道株式会社が運行する左沢線における定期券発行金額をいう。

(補助の対象者及び対象経費)

第 3 条 補助の対象者は、東日本旅客鉄道株式会社が運行する左沢線を利用して左沢高等学校へ通学する生徒の保護者等とする。

2 補助の対象経費は、原則として、左沢駅から自宅に最も近接する駅までの乗降に要する令和 8 年度分の利用料金とする。

3 前号に定める利用料金は、左沢駅で購入した定期券の料金とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、前条第 2 号に規定する利用料金の 2 分の 1 以内の額とする。

ただし、10 円未満の金額については切り捨てるものとする。

2 利用料金に、令和 8 年度分以外利用料金が含まれている場合は、令和 8 年度分の期間を按分して利用料金を算出するものとする。

(交付申請及び交付請求)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、町長に対し、左沢高等学校長（以下「学校長」という。）を通じて、交付申請書兼交付請求書（様式第 1 号）により、次の各号に掲げる書類を添えて申請するものとする。

（1）定期券購入時の領収書又は定期券の写し等有効期間及び金額が分かるもの。払い戻しが有った場合には払戻計算書等その払い戻しの金額が分かるもの。

（2）学生証の写し。ただし、当該学生の在学を確認できる学校が発行する一覧等をもって代えることができる。

（3）その他必要と認めるもの。

2 補助金の申請は、原則として 6 ヶ月分をまとめて、半期毎に申請するものとする。

(交付決定及び額の確定、支払通知)

第 6 条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、速やか

に補助金の交付の決定及び額の確定を行うものとする。

- 2 前項による補助金の交付の決定及び額の確定を行ったときは、速やかにその内容を交付決定及び額の確定通知書兼支払通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するとともに、支払の通知をするものとする。

（変更交付申請）

第 7 条 前条による補助金の交付決定の内容に変更が生じた場合は、申請者は、速やかに変更交付申請書（様式第 3 号）を町長に提出するものとする。

- 2 前項による申請があつたときは、町長は速やかにその内容を審査し、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を求めるものとし、変更交付決定及び補助金の返還通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第 8 条 前条第 2 項の規定により補助金の返還通知を受けた申請者は、町長の指示に従い補助金を返還しなければならない。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限りでその効力を失う。